他団体が実施する講習会、技術講座、研修プログラム等に対する 本会名義の「認定」ガイドライン

平成 25 年 9 月 20 日制定

- I. 他団体実施の講習会、技術講座、研修プログラム等の本会名義の認定に対する基本的考え方
 - 1. 公益認定ガイドラインの事業区分(事業区分ごとの事業名の例) 2: 資格付与(資格認定) に相当する本会名義(協議会、委員会、WG等を含む)の「認定」は行わない。
 - 但し、定款第4条(事業)に「認定事業」を追加変更の後、公益認定等委員会に公益事業 の追加認定申請を行い、認定を受けた後はその限りではない。
 - 2. 公益認定ガイドラインの業区分14(表彰、コンクール)に該当する場合は、以下の条件の下、理事会決議事項とする。
 - (1) 主催者が非営利団体であること
 - (2)「認定基準」を定め、公表すること
 - (3) 公正な専門家を含めた委員で構成し、かつ、理事会で承認された「認定委員会」が認定可否を審査、審査結果(案)を理事会に提示し、承認を得る。

なお、本会が共同主催する場合も、同様とする。

(該当規程)

理事会運営規程 (平成 25 年 7 月 23 日改正) 第 4 条 (理事会の決議を要する事項) 第 1 項第 3 号 : <u>外部との共同主催</u>に関する事項および<u>外部団体の認定</u>に関する事項

- Ⅱ. 本会の社会的責任の視点から「認定」に当たって考慮すべき事項
 - 1. 受講者等からのクレームがあった場合
 - (1)「認定」提案した協議会、委員会、WG等が一次対応する。
 - (2) 受講者のクレーム内容、事実確認、対処(案)等を速やかに調査し、事業担当理事に報告する。
 - (3) 事業担当理事は、調査内容、対処(案)を理事会に提示し、対処(案)については承認を得る。
 - 2. 認定した研修プログラム等と、客観的に同様と見做せる研修プログラム等の主催団体から、「認定」依頼があった場合は、原則、依頼を受け入れ、上記 I. 2 のプロセスを実施する。
- Ⅲ. 実施、報告、本ガイドラインの追記、審議等
 - 1. 上記ガイドラインに照らし、本会名義の「認定」の理事会承認を得た講習会、技術講座、研修プログラム等の次年度以降の継続イベントについては、当該担当協議会、委員会、WG等が、条件を満たす確認を行った上で、「継続認定」と判断し、理事会には報告事項とする。事務局長は、「(継続)認定証」等交付の事務処理を行う。
 - 2. 前項に該当しないケース (継続であってもプログラム内容等は大幅に異なる場合を含む) は、 必ず、上記 I. 2 のプロセスを踏む。
- 3. 前記1. 2. の判断は、事業担当理事が個別に判断し、必要に応じて理事会に諮る。
- 4. 前項判断例は、本ガイドラインに追記する。